

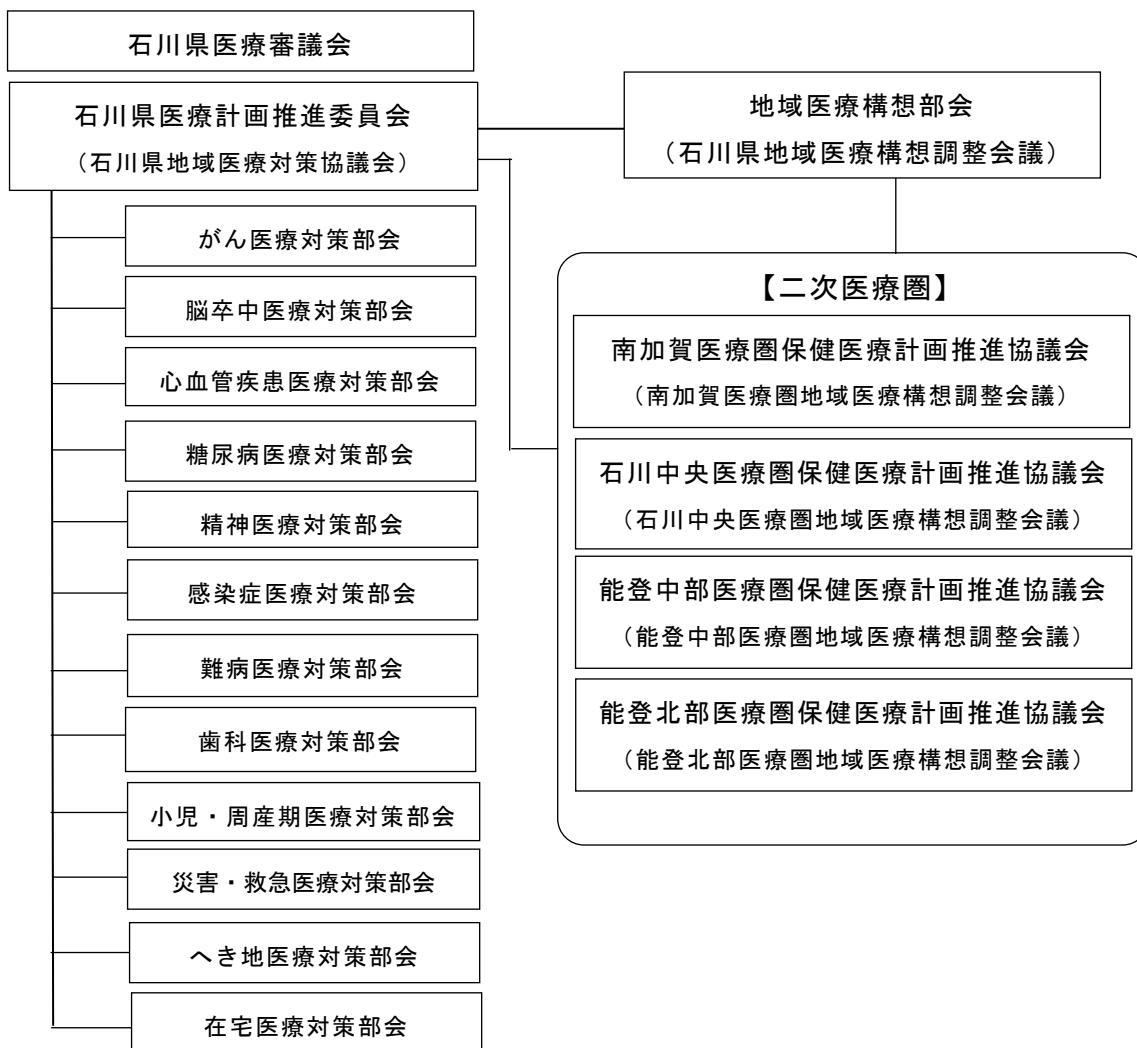
## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

- (1) 本県では、医療計画の策定や変更及び医療法人の設立等の医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する「石川県医療審議会」を設置している。
- (2) また、医療計画の策定や変更及び医療計画の達成状況を評価するために必要な事項を協議することを目的として、医療関係者、医療を受ける立場にある者、学識経験者及び関係行政機関の職員で組織する「石川県医療計画推進委員会」を設置している。本委員会において、毎年、目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況を把握し、計画の達成状況の評価を実施するものとする。

なお、本委員会は、医療法第30条の23の規定に基づく「地域医療対策協議会」としての役割も併せて担うこととし、本県においてへき地医療、救急医療等に従事する医師等の医療従事者を確保するため、実効性ある施策を検討・協議するものとする。
- (3) 医療計画推進委員会には、がんなどの疾病や災害・救急医療などの事業について、各医療機能を担う医療機関リストの見直しや医療連携体制の構築に関する協議等を目的とした専門部会及び、二次医療圏ごとに計画の推進に関する協議を行う「医療圏保健医療計画推進協議会」を必要に応じて設置することとしている。

また、疾病・事業毎に作成した医療機関リストについて、変更が必要となった場合には、専門部会において適否を協議し、速やかに記載内容を変更するものとする。
- (4) 地域医療構想部会及び医療圏保健医療計画推進協議会は、医療法30条の14の規定に基づく「地域医療構想調整会議」としての役割も併せて担うこととし、地域医療構想の推進に向け、必要な協議を行い、各医療機関の自主的な取組につなげていく。
- (5) 県では、これらの委員会や専門部会、協議会において、今後とも、計画の推進に必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を行うとともに、医療提供体制に関する重要事項については医療審議会に諮りながら、関係者の合意のもと計画の推進を図っていくこととする。
- (6) 計画の達成状況の評価等を行った結果については、県ホームページにおいて公表し、県民や関係者に周知するものとする。
- (7) 計画の達成状況の評価等を行った結果、目標に対する進捗状況が不十分である場合など、必要に応じて施策等の見直しを図るものとする。



## 2 国との連携

医療に関する施策は、国の制度や施策と関わりのあるものが多いことから、国の施策との整合性を図りながら推進するとともに、この計画の推進に必要な制度の改善や施策の充実を図るよう国へ要望する。

## 3 県民・関係者への周知

- (1) 計画の推進にあたっては、医療関係者はもとより、広く県民に対し、この計画の内容を周知し、理解と協力を得ることが重要である。
- (2) このため、県民や関係者が、適切にこの計画の内容や、医療に関する各種情報を得ることができるよう、積極的な情報提供に努めていく。